

司法書士試験で使用する試験会場の公募について

令和7年1月15日
横浜地方法務局

神奈川県内において、司法書士試験の実施を予定しております。
つきましては、この試験で使用するための試験会場を、下記のとおり公募します。

記

1 試験名

司法書士試験

2 試験日

令和7年7月6日（日）（予定日）

3 試験地

神奈川県内

4 受験予定者数

最大1,500人程度（受験予定者数は、受験申請の受付状況により変動する。）

受験予定者数は、令和7年5月下旬までに確定する予定である。

試験会場の規模は、最終的に確定した受験予定者数を条件とする。

なお、受験予定者数が大幅に減少した場合には、使用する試験室を予定より少なくすることとし、その場合は、予定借料を減額する場合があります。

5 試験会場の条件

試験地内に所在する施設で、次の条件を具備している施設とする。

(1) 収容可能人員

1,600人

(2) 各試験室の規模等

各試験室の規模等は、次のア、イの条件により算出した定員が150人から200人程度とし、試験監督員が受験者を十分監視できる環境にあること。

ア カンニング等の不正行為を防止する観点から、受験者の配置は、隣の席との間隔を空けることとし、3人以上の連続した机の場合には、原則として両端の2席のみを使用する。

イ 試験監督員が巡視することができる広さの通路が確保されていること。

(3) 試験事務室等

試験会場内に、試験室とは別に、試験監督員の打合せ、試験問題等の整理作業等を行うための試験事務室を1室確保できること。また、予備室を1室確保できること。

(4) 試験会場の環境

原則として、試験当日において、同一会場で他の団体が実施する各種試験等と競合しないこと及び試験室のある建物と同一建物で授業や他の団体の使用がないこと。

なお、これらの条件を満たさない場合には、その旨及び試験の実施に支障がないと考えられる事情を明らかにすること。

また、試験当日、近隣において試験の適正な実施に影響を及ぼすような行事等がないこと。

(5) 利用時間

施設の利用時間は次のとおりとする。

利用時間（準備・後片付けを含む。）

試験前日 15時30分頃～20時30分頃（試験室の準備、施設内の誘導表示の設置等に必要な時間が確保できること。また、前日の準備後において、他の者等への貸出し等が行われず、設営状態が保持されていること。）

試験当日 6時00分頃～17時00分頃

(6) 身体障害者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な施設であること（身体障害者用のトイレがあること、車椅子を利用する者が受験することができる机

があること等。試験室の位置によってはエレベーター、スロープ等があること。)

(7) その他

ア 試験会場への交通

(ア) 横浜市、川崎市等の人口密集地域から至近にあり、かつ、鉄道の便が良いこと。

(イ) 会場最寄り駅から徒歩約20分程度以内で到達できること。

徒歩によることができない場合は、バスで約15分程度以内で到達できること。

イ 冷房設備

冷房装置を備えた施設であること。

ウ その他

試験当日、地震、台風等の万一の事態には、借用時間の延長に依られること。

また、冷房設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が試験当日に常駐していること。

6 施設使用に係る借料の支払条件

施設使用后、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

7 応募要領

(1) 公募期間

公募開始日：令和7年1月15日（水）

公募終了日：令和7年1月29日（水）（午後5時15分必着）

(2) 応募方法

ア 別添の「公募申請書」、下記イの「企画提案書」及び提案者の概要が分かるもの（企業概要等）を下記(3)の提出先に持参又は郵送で提出すること。

イ 「企画提案書」

「企画提案書」の項目

・受験予定者数についての配席案

- ・試験室、試験事務室、予備室の位置関係を含めた試験会場の配置図

- ・提案に係る試験会場の施設使用料及び積算内容

- ・試験会場の環境

- ・試験会場としての貸与実績

- ・試験会場としてのアピール内容

- ・各試験室の椅子と机の材質及び形状

- ・各試験室の付帯設備の概要（空調、マイク、放送設備等）

- ・試験前日の会場設営作業が可能な時間

※1 前記5に掲げた各条件についての対応状況を全て盛り込むこと。

※2 作成に当たっては、日本産業規格A列4番を縦に使用して、横書きで作成し、ページ数を入れること。

(3) 提出先

〒231-8411

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎

横浜地方法務局総務課庶務係 担当：円入萌香

電話 045-641-7461（音声案内5番）

8 採択結果

応募があった後、必要に応じて、当方から電話による確認、資料等の提出、施設の下見など会場の調査をする場合がある。

また、提案された企画提案書及び上記の調査の結果を踏まえ、上記5の試験会場の条件を具備した施設の中から、借料、交通の利便性等、試験を実施する観点から最も適当な試験会場を審査の上、決定する。

なお、借料が、近隣の一般的な施設と比較してはるかに高い場合や、予算上借用不可能である場合には、採択しないことがある。

採択結果については、応募者全員に個別に連絡する。

以上、公告する。

令和7年1月15日

横浜地方法務局長 鍛冶宗宏

横浜地方法務局 行

司法書士試験で使用する試験会場の公募申請書

提案者の所在地	
提案者の名称	
代表者の役職及び氏名	
連絡担当者 役 職 電 話 番 号 F A X 番 号	
会場の所在地	
会場の名称	
最寄り駅及び最寄り駅からの所要時間	
収容可能人員	
借 料	